



やさしさの特集

「ありがとう」の伝え方

障がい。この言葉に皆さんはどんなことを思い浮かべますか。障がいの種類はさまざまで、全国的には障がいのある人は増加しています。そのようなことから、令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者に合理的配慮の提供が義務化されます。「合理的配慮」とは何なのでしょう。私たちにできることはあるのでしょうか。理解すればできることがきっと見つかるはず。今回は、特に身体に障がいのある人たちについて知って、考えてみましょう。

多種多様な障がい

障がいは「身体障がい」「精神障がい」「知的障がい」の3つに分類されます（発達障がいは精神障がいに分類されま

す）。身体障がいと言っても、

耳の障がい、目の障がい、肢

体不自由など、いろいろなも

のがあります。

しかも耳に障がいがある人の中には全く聞こえない人もいれば、片耳だけ聞こえない人もいます。音は聞こえるけど、言葉として聞き取りづら

い。同じ器官の障がいでも障

がいの度合いは人それぞれで

す。視覚など他の障がいも同

じことが言えます。

「共生のまちづくり」という言葉があります。多種多様な人たちが同じまちで自分らしく共に生きることが出来る。例えばどんな性別や年齢でも、外国から来た人でも一緒。そこには当然障がいのある人もいます。障がいのことを知ること、私たちができることが見えてきませんか。

民間事業者に

義務化される合理的配慮とは

合理的配慮の義務化

「障害者差別解消法」平成28年4月に施行された「障がいのある人もない人も誰もがお互いの人格や個性を尊重し、理解して、全ての人が自分らしく共に生活できる社会を実現すること」を目的とした法律です。

この法律は、行政機関や事業者に対し、障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」と、「合理的配慮の提供」を求めています。これまでは、事業者による合理的配慮の提供は「努力義務」でしたが、令和3年に法律が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。このことでより多くの合理的配慮の提供が期待できます。

合理的配慮って何？

それでは、合理的配慮とはどのようなことなのでしょう。私たちの生活の中では、障がいのない人は簡単に利用できても

障がいのある人には利用が難しく、結果的に活動が制限される場合があります。

合理的配慮とは障がいによる困りごとへの対応や配慮を求められた場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。つまり、困っていることや配慮が必要なることを知るためにはその障がいを理解することが必要なのではないでしょうか。

私たちの生活の中には、できることがたくさんあります。例えば、「車椅子のまま飲食店で着席したい場合、椅子を片付けてスペースを確保する」「難聴で筆談を希望するが、弱視でもあるため文字を大きく書いて筆談を行う」「文字の読み書きが遅く、セミナーのホワイトボードを書き写せない場合、ホワイトボードを撮影する」などがあります。それはそんなに難しいことではありませんが、理解してそれを行うことはとても大切なことなのです。

知っていますか？ 障がいに関する主なマーク



障害者のための国際シンボルマーク
障がいがある人が利用できる建物・施設であることを示す、世界共通のシンボルマーク。



身体障害者標識(身体障害者マーク)
車に表示するもので、肢体不自由であることを示す。この車に幅寄せなどをすると罰せられることがある。



聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)
車に表示するマークで、聴覚障がいであることを示す。マークの表示は義務化されている。この車に幅寄せなどをすると罰せられることがある。



ハート・プラス・マーク
身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓）に障がいがある人を表す。



耳マーク
聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。



ヘルプマーク
義足・難病・妊娠初期など、外見から分からなくても支援が必要としていることを表す。



オストメイト用設備 / オストメイト
人工肛門・人工ぼうこうを造設して排せつ機能に障がいがある人（オストメイト）のための設備があることやオストメイトであること。



ほじょ犬マーク
身体障害者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入口に貼るマーク。ほじょ犬は「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のこと。